

2020年1月があっという間に終わり、2月に入りました。
いつもトミショープランをご愛顧いただきありがとうございます。

朝晩の冷え込みは冬を感じますが、今年の日本列島は穏やかな暖冬ですね。しかし、世界に目を向けるとオーストラリアの山火事はいまだに終息せず、新型コロナウイルスの感染者もどんどん増えています。地震や洪水のような天災だけでなく、インフルエンザや感染症など様々な緊急事態に遭遇したとき、事業を継続するためにどのように行動すべきかを決めておくことが大事だと実感する今日この頃です。

トミショーP通信第2号として、今回BCP(事業継続計画)で当社がお手伝いできることを取り上げてみました。ご参考になれば幸いです。

代表取締役 富木 美希



BCPを策定するうえで、リスクを軽減する手段として保険を活用していますか？

自社の中核事業を守るために、「**どこまでの補償が必要か**」検討することが重要です

火災保険



建物、什器、備品などの損害を補償

※自社の失火の場合、重大な過失が厳しく問われる

※一般的に事業者の場合、もらい火は自社負担で修復になる



地震保険 ※火災保険の特約という形で事業者でも加入できる場合あり

生命保険

非常時、経営者などキーパーソンが亡くなる、働けなくなる場合を想定してください



ご加入の生命保険の保障内容を把握していますか？

〔補足〕 保険金額、保険期間、保障内容、解約返戻金の有無など



予想される必要資金の手当ては足りていますか？

〔補足〕 現在の売上額、内部留保(蓄え)、借入残高などを確認



死亡退職金の必要額はいくらですか？

〔補足〕 役員退職慰労金(計算例)

役員退職慰労金＝最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

資金の内部留保ももちろん大事ですが、保険金や保険解約金など外部留保もあなどれません

賠償責任保険



施設賠償責任保険

- ⇒ 企業の所有管理する施設等が原因で、第三者にけが等を負わせた場合を補償
- ⇒ 仕事を遂行中の不注意によって生じた事故を補償



PL保険(生産物賠償)

- ⇒ 製品の欠陥により被害を被った場合、故意や過失がなくても、業者等は被害者に損害賠償金を支払う。

他にも...

業務災害等の際に
役に立つ特約があります！



雇用慣行賠償責任補償特約

- ⇒ 従業員等にハラスメントなどで訴えられたら、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。



使用者賠償責任補償特約

- ⇒ 従業員やその遺族から、業務が原因のけがや病気で訴えられたら、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。



< BCPは必要か! ? >

BCPの策定、文書化は、そのものが目的・本質ではありません。
重要なのは、「緊急時の考え方・行動のとり方」です。



中小企業BCP策定運用指針(中小企業庁)のHPも併せてチェック!



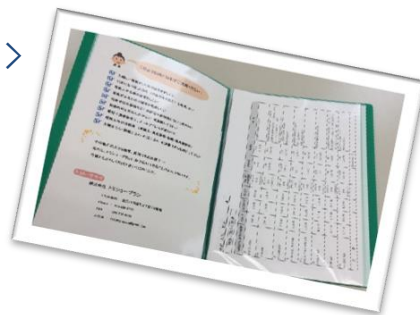
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

中小企業の特性や実状に基づいたBCPの策定及び、継続的な運用の具体的方法がわかりやすく説明されているHPです

この機会に、ぜひ
ご活用ください

<< 現在加入中の保険がまとまっていない方 >>

トミショープランでは、
現在ご加入の保険を一覧にまとめる
『**保険一覧表作成サービス**』
を行っています。お気軽にお問い合わせください。



株式会社トミショープラン

担当 : 富木

〒920-0061 金沢市問屋町2丁目73番地

TEL: 076-239-0555 FAX: 076-239-0881 E-MAIL : office@tomisyo-plan.com